

犯罪被害を受けられた方へ

京都市 市営住宅 特定目的優先入居者募集のご案内

＜令和7年10月募集 犯罪被害者等＞

市営住宅は、住宅に困っておられる収入の少ない方に、低額の家賃で賃貸するための住宅です。

京都市では、「犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪による被害を受けた方を支援するため、市営住宅への優先入居制度を設けています。

この度、入居者を募集しますので、ご一読のうえ、ご応募ください。

募集期間

令和7年10月21日(火)～10月31日(金)＝必着

*土・日を除く。

① 相談・申込み

- * まずはお電話でご相談ください。
- * ご相談のうえ、要件に該当する場合には、申込書など必要書類をそろえてご提出いただきます。

○ご相談、お申込みは

京都市犯罪被害者総合相談窓口「(公社)京都犯罪被害者支援センター」

電話075-451-7830

京都市上京区衣棚通出水上の御霊町63番地 交通安全会館

② 募集住宅

市営住宅の詳細については「京都市犯罪被害者総合相談窓口」においてご案内致します。まずはお問い合わせください。

※ 家賃は、毎年度申告していただく世帯の収入と、住宅の規模や立地条件、築年数などによって決定されます。家賃のほかに共益費を毎月納めていただきます。

③ 申込資格

(1) 一般住宅

入居申込みができる方は、申込締切日（令和7年10月31日）現在において、次のア～カのすべての条件を備えている必要があります。

ただし、入居までにこれらの条件が1つでも欠けたときは、入居できません。

「市営住宅入居者公募案内」の3ページも参照してください。

なお、犯罪被害者優先入居申込者は、条件の一部（持家の制限）の緩和があります。

ア 現在、犯罪被害等により住宅に困っていること。

京都市犯罪被害者等支援条例第2条に規定された犯罪被害者等[※]で、従前の住所に居住することが困難となったことが明らかで、次のいずれかに該当する方であること。

※犯罪等により害を被った方及びその家族又は遺族をいいます。

- 犯罪により収入が減少し、生計維持が困難となった方
- 犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった方
- 現在居住している住宅等において犯罪等が行われたために、居住し続けることができなくなった方
- 当該住宅に居住し続けることで、更なる犯罪等により自己の生命又は身体に危害を受けるおそれがある方
- 犯罪により精神的な後遺症が生じ、医学的に居住することができなくなったことが医師の診断書で確認できる方

イ 京都市内に居住しているか又は勤務先があること。

居住地が、申込締切日（令和7年10月31日）現在、住民票により確認できること。

ウ 現に同居し又は同居しようとする親族〔婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（以下、「内縁の配偶者」という。）、婚約者、京都市パートナーシップ宣誓者を含む〕があること。（単身可の住居を除く）

注① 他に扶養すべき者のある親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。

② 家族を不自然に分離した申込みはできません（特別な理由のない限り、**夫婦の別居、父母の別居**となる場合などは、申込みできません。）

ただし、夫婦について、離婚予定の場合については、令和7年10月31日までに離婚届の提出が必要です。

→この場合、申込書に記入された該当者の備考欄に「○年○月離婚予定」と記入しておいてください（離婚届受理証明書又は離婚の事実を確認できる戸籍謄本の提出が必要になります。）。

③ 内縁の配偶者については、住民票により確認できること（続柄が「未届の夫」又は「未届の妻」）。

④ 婚約者との申込みの場合は、令和7年10月31日までに、婚姻届を提出し、同時に入居できること。

→この場合、申込書に記入された該当者の備考欄に「○年○月婚姻予定」と記入しておいてください（婚姻届受理証明書又は婚姻の事実を確認できる戸籍謄本の提出が必要になります。）。

⑤ 京都市パートナーシップ宣誓者による申込みの場合は、宣誓書受領書のコピー（表・裏）

又は宣誓書受領証カードのコピー（表・裏）の提出が必要です。また婚姻がない事実を確認するため、戸籍謄本の提出が必要な場合があります。

- ⑥ 申込者は、民法上の成人（令和7年11月30日までに満18歳以上であるか、結婚している方）であること。ただし、婚約申込みの場合を除く。

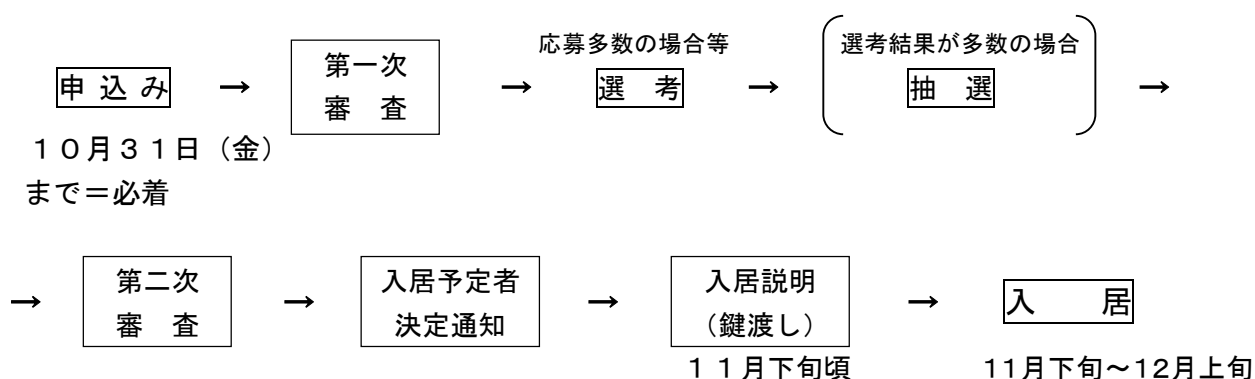
エ 申込者及び現に同居し又は同居しようとする親族（内縁の配偶者、婚約者、京都市パートナーシップ宣誓者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

オ 過去に市営住宅を不正に使用したことがないこと（市営住宅条例に違反し、法的措置により明渡しを求められた者などを含む。）。

カ 収入（所得）が定められた基準の範囲内であること。

「市営住宅入居者公募案内」の14ページ～21ページを参照してください。

④ 入居までの流れ



⑤ 申込時に必要な書類

○「京都市市営住宅入居申込書」

○「犯罪等被害確認票兼市営住宅優先入居申込理由書」（様式1）

○ 収入に関する書類 …「市営住宅入居者公募案内」の14～21ページを御覧ください。

<持ち家がある方は・・・>

○「誓約書」（様式2）

※ 申込後、第一次審査を通過し、選考（又は選考及び抽選）の結果当選されましたら、第二次審査で申込書の記載内容を確認するため、住民票、課税証明書の他、各種書類を提出していただきます。

世帯の状況によって必要な書類が異なるため、詳しくは、別途、個別にお知らせします。

お問い合わせ・担当窓口

○申込み、犯罪被害の要件などに関すること

京都市犯罪被害者総合相談窓口「(公社) 京都犯罪被害者支援センター」

相談電話 075-451-7830^{よいひと なやみゼロ}

京都市文化市民局くらし安全推進課（犯罪被害者支援担当）

電話 075-222-3193

○入居に関すること

京都市住宅供給公社（業務課 入居第一担当）

電話 075-223-2701

☆ 京都市では、犯罪被害を受けた方の総合相談窓口を（公社）京都犯罪被害者支援センターに設置し、関係機関等と連携しながら総合的な支援を行っています。

（公社）京都犯罪被害者支援センター

＜相談電話＞ 075-451-7830^{よいひと なやみゼロ}

月～金 12:00～17:00（祝日・夏季・年末年始を除く）

＜ホームページ＞ <http://kvsc.kyoto.jp/>

～犯罪被害者の方は、周囲の理解や支えを必要としています。社会全体で温かく見守り、支援しましょう。～

京 都 市